

第 7 1 8 回 農 地 部 会 議 事 録

開 催 日 時	平成28年11月 7 日（月） 午後 3 時30分から		
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎 6 階 会議室		
出 席 委 員	楠瀬 裕久・西野 幸一・森本 常喜・横山 桂一・加藤 孝幸・田内 正博・成岡 三男 鍋島 義信・平田 文彦・山崎 茂盛・澤本 和男・宮田 義久・竹内 義昭・中山 忠明 前田 貴美雄・宇賀 巖・氏原 嗣志・島田 研一・上田 博・久保 壽美男 以上20名		
欠 席 委 員	なし		
部会外出席委員	会長 門田 博文 ・ 会長職務代理者 大野 哲 以上 2 名		
事務局出席者	吉良事務局長 ・ 岩崎次長 ・ 榮枝管理主幹 ・ 榮枝主査 ・ 尾崎主査 以上 5 名		
議 題	第 1 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請の件	
	第 2 号議案	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出申請の件	
	第 3 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請の件	
	第 4 号議案	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の件	
	第 5 号議案	農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による計画の件	
	第 6 号議案	非農地証明願の件	
	第 7 号議案	買受適格証明願の件	
	第 8 号議案	高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件（軽微な変更）	
	議案外（報告）	・ 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第 6 項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件	
備 考〔添付書類〕	○第718回農地部会議案書 ○現地案内図 ○農用地利用配分計画の認可について		

開 議 長	(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただいまより第718回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	部会委員総数20名中、出席委員数20名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告申し上げます。
常設審議委員会報告 議 長 門田会長	次に常設審議委員会の報告を、門田会長よりお願いします。 それでは私の方から報告させていただきます。高知県農業会議ネットワーク機構第7回常設審議委員会の報告になっております。平成28年10月28日午後1時30分、土地改良会館4階会議室において第7回常設審議委員会が開催されました。高知市農業委員会より、農地の転用及び転用のための権利異動の許可申請がなかったことを報告させていただきます。以上です。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は、平田文彦委員と久保壽美男委員の2名をお願いいたします。
議 議 長 高橋担当係長	只今から議案の審議を行います。最初に順番が逆になりますが、第8号議案高知市農業振興地域整備計画の変更の件、軽微な変更について議題といたします。高知市農林水産課より議案の説明をお願いいたします。 農林水産課の担当係長の高橋と申します。私の方からは、高知市農業振興地域整備計画の変更について(軽微な変更)の説明をさせていただきます。それでは座って説明させていただきます。こちらの資料、軽微な変更についての資料を使って説明をさせていただきます。 それでは一枚めくっていただけますでしょうか。今回ですが、用途区分の変更ということで、3件の案件が出ております。それでは1件ずつ説明させていただきます。 一つめくっていただきまして、ページ番号1の1をご覧ください。 申出者は、高知市南宝永町の方で、変更申出をする土地の所在でございますけれど、高知市大津乙、台帳地目 田、現況 畑、公簿地積は127㎡のうち変更面積が敷地面積32.4

議長
委員
議長
高橋担当係長

m²、建築面積 13.74 m²でございます。利用状況は現在耕作中の土地であります。

変更前の農用地の用途区分は農用地、変更後の農用地の用途区分は、農業用施設用地となっております。

4番の変更理由の詳細でございますが、現在葛島一丁目に畑を耕作し、隣接して農業用倉庫を所有しておりますが、周囲に住宅が建ち、騒音等の苦情も出るようになりました。このため、私の所有する農地に隣接する申請地に、新しく農業用倉庫を建設したいと思いますので、農用地の用途区分の変更をお願いします、という理由でございます。

1枚めくっていただきまして、1－2ですけれども、関係法令の手続きの状況ですけれども、都市計画法、建築基準法共に協議済みでございます。次のページ、1－3、位置図になりますけれども、大津のハローワークの北の土地になります。

次に1－5についてですが、隣接所有者の承諾の状況ですけれど、高知市大津乙の土地でございますけれど、隣接地の方から条件なしということで承諾書をいただいております。

次に1－6に移っていただきまして、大津の地区の土木委員の栗田様より「意見なし」という意見書をいただいております。

1－7から1－9までは関係図面になっております。1件目の説明につきましては以上でございます。

さきほど説明のありました軽微な変更の件について何かご質問等ございませんか。
(質問等なし)

それでは、ご質問等がないようですので次に移らせていただきます。

それでは2件目に移らせていただきます。2－1をご覧ください。

変更を申出する土地の所在ですけれども、高知市高須砂地、台帳地目 田、現況 畑、公簿地積 610 m²、変更面積が、敷地面積 139.81 m²、建築面積が 61.05 m²です。利用状況は現在耕作中の土地であります。

変更前の農用地の用途区分、農用地、変更後の農用地の用途区分、農業用施設用地となっております。

変更理由の詳細ですけれども、耕作地の近くに農業用倉庫が必要なため、との理由でございます。

2－2に移っていただきまして、関係法令の許認可手続きの状況でございますが、都市計画法の方は協議中、建築基準法の方は協議予定となっております。

2－3に移っていただきまして、位置図になっております。黄色が申請地の表示している箇所になります。

2－4から2－6までが、公図の写しになっておりまして、2－7の方で隣接地、所在

		地、高知市高須砂地の方から、条件なしということで承諾をもらっております。 次に2-8に移っていただきまして、高知市高須地区の土木委員小松様より「意見なし」ということで意見書をいただいております。 2-9, 2-10が図面となっています。2件目につきましての説明は以上です。
議 長		ただいまから審議に入ります。用途変更の案件2につきまして、ご意見ご質問がありましたら、お願いします。
委 員		(意見、質問なし)
議 長		ないようでしたら次に移ります。
高橋担当係長		それでは、3-1に移っていただきまして、土地の所在は、高知市春野町西分の土地でございまして、台帳地目 畑、現況 畑、公簿地積 1,049 m²で、変更面積が、337 m²となっております。変更前の農用地の用途区分、農用地、変更後の農用地の用途区分、農業用施設用地となっています。変更理由の詳細ですけれども、2.3ha でトマトを栽培しており、それに伴い農業用の出荷施設が必要となり、出荷場を建設したい、という理由でございします。 3-2に移りまして、関係法令の許認可手続きの状況ですが、都市計画法、建築基準法共に協議予定となっております。 3-3に移っていただきまして、はるのの湯の東の土地になります。 3-4, 3-5は公図写しとなっておりまして、3-6, 隣接所有者承諾書ですけれども、隣接地の方からは条件なしで承諾をいただいております。 3-7に移っていただきまして、高知市春野町西分土木委員さんからは「意見なし」で意見書をいただいております。 3-8, 3-9が図面になっておりまして、現在も農業用ハウスとか、農業用倉庫が建っている土地に、新しく農業用倉庫を新設したいという計画となっております。 3件目の説明については以上です。
議 長		はい、では、ただいまより審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いします。
委 員		(意見・質問なし)
議 長		ご意見やご質問がないようですので審議を終わります。 第8号議案につきましては変更も止むを得ないと回答することに決定いたしますがご異議ありませんか
委 員		(異議なし)
議 長		第8号議案につきましては変更も止むを得ないと回答することに決定いたします。 農林水産課は退席いたします。

	(農林水産課 退席)
議 長	次に第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
榮枝主査	それでは第1号議案の説明をいたします。今月は継続案件を含め、全体で12件の申請
	が出されております。議案書は2ページをご覧ください。
	案件1は、競売による農地の所有権移転案件となります。
	10月5日に開催しました第717回農地部会において、本案件の譲受人に買受適格証明を交付することについて追認をいただきましたが、その後、譲受人が申請地を落札したため、今回の3条申請となったものです。なお、競売による農地の取得のため、譲受人からの単独申請となっております。
	本案件は、五台山、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、1,045㎡を、経営拡大のため、落札により所有権を移転するという申請です。
	現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。
	申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、土佐市で所有及び借入している農地を全て耕作しているとのことで、土佐市農業委員会の農業経営状況証明を添付しての申請となっております。
	今回の申請地では果樹を耕作する予定であり、農機具については、トラクター2台を所有しているとのことです。
	譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのことです。
	周辺農地への影響については、農薬の使用方法等、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。
	続きまして、案件2は、仁井田、市街化調整区域、畑、925㎡を、贈与により、所有権を移転するという申請です。
	現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。
	申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。
	農機具については、トラクター等4台の大農機具を所有しているとのことです。
	譲受人は農作業の経験があり、他に今回の譲渡人である父と、母も農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのことです。
	周辺農地への影響については、申請地は野菜、花の栽培地帯であり、取得後もこれまでどおり野菜等の栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。
	続きまして、案件3は、長浜、市街化調整区域、登記地目 宅地、現況 畑、215.26㎡

を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地ではイモを耕作する予定であるとのことです。

農機具については、別世帯の家族に借りて耕作を行っているため、所有はしていないとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に長女も農業に従事しており、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲も同一の作付けを行っているため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、事前審査会で質問がありました件について補足説明をいたします。現地案内図では申請地内に建物が建築されているような記載がありますが、現地を確認しましたところ、現地には建物はなく、畑となっています。

続きまして、案件4は、5月に開催しました第712回農地部会においてご審議いただきましたが、申請地が耕作できる状況であると判断できなかったこと、また合わせまして10月5日に開催しました第717回農地部会において、譲受人が所有する経営農地のうち、仁井田にある農地が管理されておらず全部耕作要件を満たさないことが確認されたことから継続審議となっているものです。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請者側に部会の結果を伝えたところ、仁井田の農地については草刈りが完了したことの連絡があり、事務局で現地確認を行い、草刈りが完了していることを確認しました。また申請地につきましては、現地の整備に着手していることは確認しておりますが、耕作できる状態に回復したことの連絡は本日までに入っておりません。

続きまして、案件5は、布師田、市街化調整区域、田、1,166㎡ 外1筆、合計2,246㎡を、代物弁済により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、田植機等3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に夫が農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件6は、大津甲、市街化調整区域、田、1,259㎡外1筆、合計1,572㎡を、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書及び申請書の別添によりますと、譲受人は両親が所有する農地を両親と共に耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、両親と共に農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農すること、また周囲が水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人の経営面積は、共に農業に従事している両親の経営面積となっており、当該申請地以外は全て南国市の農地であることから、南国市農業委員会の農業経営状況証明を添付しての申請となっております。また、親族関係を証明する書類も添付されております。

続きまして、議案書は3ページをご覧ください。案件7は、大津乙、市街化調整区域、田、1,487㎡を、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地のうち、貸付地以外の農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

譲受人は南国市にも農地を所有しているため、その耕作状況について南国市に問い合わせを行い、耕作されていることを確認しております。

農機具については、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、母も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲が水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件8は、春野町弘岡上、市街化調整区域、畑、449㎡外1筆、合計571㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です、

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、柿を耕作する予定であるとのことです。

大農機具については、トラクター等7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、また、妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

申請地周辺は柿などの果樹が栽培されており、現地も柿が植えられている状況で、現在と同じく柿の栽培を継続するため、周囲への悪影響は特にないと考えるとのことです。

なお、譲受人は市外に耕作地があるため、いの町農業委員会の農業経営証明により、内容に誤りがないことを確認済みです。

次に、案件9、案件10及び議案書4ページの案件12は土地の交換による関連案件となりますので、まとめてご説明いたします。

案件9は、春野町秋山、市街化調整区域、田、748㎡を、案件10は、春野町秋山、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、62㎡外1筆、合計1,209㎡を、案件12は、春野町秋山、市街化調整区域、田、111㎡外1筆、合計604㎡を、それぞれ交換により所有権移転するものです。なお、案件9と12の譲渡人は同一世帯であります。現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンク色で塗ったところが案件9の、緑色が案件10の、黄色が案件12の、それぞれ申請地となっております。各申請書の別添によりますと、案件9と12の譲受人は、現在、所有している農地のうち貸付地以外の農地を全て耕作しており、申請地では、野菜を耕作する予定であるとのことです。

大農機具につきましては所有しておりませんが、親戚が所有している大農機具を共同で使用する予定であるとのことです。

また、譲受人は農作業の経験があり、姉も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。現地では地域の防除基準にしたがって営農するため、特に周辺への影響はないものと考えられるとのことです。

また、案件10の譲受人については、所有または借受している農地のうち、春野町秋山の一筆については耕作不利益地であるため耕作を休んでいるとのことです。その他の農地については、貸付地以外は全て耕作をしており、申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

大農機具につきましては、現在4台の大農機具を所有しているとのことです。また、譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

なお、案件10の申請地は、これまで利用権を設定し、譲受人が借り受けていた農地です。借受人が所有権の譲受人となる場合、特に賃借権の解約等の手続は必要なく、賃借権等につきましては、所有者と借受人が同一となるため、法律でいうところの混同により消滅いたします。

現地はハウスでキュウリを栽培していた土地ですが、現在、ハウスは撤去されており、更の畑地となっております。譲受人に確認しましたところ、今後は土地を水田として整備し、水稻を耕作する予定であるとのことでした。なお、案件9と12の譲受人の経営面積は、交換後も下限面積に足りませんが、農地法施行令第2条には不許可の例外が記載されており、同条第3項第2号に「農業委員会のあっせんに基づく交換により、その交換の相手方の耕作面積の合計が、下限面積を下ることとならないと認められること」と規定されております。

今回の交換は、川澤委員のあっせんによるもので、案件10の譲受人の経営面積が、交換後も下限面積を超えているため、この例外規定に該当し、許可ができるものです。

では、議案書は3ページにお戻りください。3ページと4ページにまたがります、案件11は、春野町秋山、市街化調整区域、畑、230㎡外1筆、合計282.74㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという行政書士による双方代理申請です。現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、葉物野菜等を耕作する予定であるとのことでした。

大農機具については、自分では所有はしていませんが、知人に借りて耕作をする予定であるとのことでした。

譲受人は農作業の経験があり、また、妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことでした。

申請地では、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への悪影響は特になく考えるとのことでした。

なお、事前審査会時より譲受人の耕作面積が変更となっておりますが、これは須崎市農業委員会に申請中であった農地法第3条の規定による申請が許可となったことによるものです。

以上、案件4は現地が耕作できる状況であると判断されれば農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、案件1から案件3、案件5から案件12につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、現地については地元委員に確認いただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

その前にすいません、補足説明をさせていただきます。3条申請の継続案件について、説明させていただきます。10月の農地部会で継続案件の取り扱いについて検討していただ

議長
榮枝主幹

き、決定しました内容につきましては、10月の事前審査会で報告させていただきました。

12月15日までに受付をしました、平成29年1月の農地部会での審査分から、この取り扱いを適用したいと思います。つきましては案件4の久礼野の案件につきましては、これと同等の取り扱いとして、1月の農地部会までに耕作できる状態でない場合は、継続案件となり、その後、1月20日までに耕作できる状態ではなく、且つ、取り下げがされていない場合には、2月の農地部会で不許可の決定をすることになります。

以上で補足説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、事前審査会の報告をお願いいたします。まず第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いいたします。

成岡委員

案件1から案件3については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。

議長

ありがとうございました。次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。

竹内委員

案件4については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、現地の草刈等はまだまだ終わっていないということで、まだ耕作できない状況であるので、継続審議が妥当と認めました。案件5から案件7については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。

議長

最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いします。

上田委員

案件8から案件12については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。

議長

事前審査会の報告が終わりました。継続審議の案件4について別途審議をお願いいたします。案件4については、先程の事前審査会の報告では、現地が耕作できる状態であると判断できないため、継続審議が妥当であるということでしたが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委員

(意見、質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようでしたら、案件4につきましては、申請者に現地を耕作できる状態にするよう指導したうえ、次回事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし、保留といたしますが、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長

案件4については、申請者に現地を耕作できるような状態に回復するよう指導したうえ、次回事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし、保留といたします。

次に、案件1から3及び案件5から12の審議をお願いいたします。先ほどの事前審査会の報告では現地が耕作できる状態であるとのことでしたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1から案件3、案件5から案件12については、許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件1から案件3、案件5から案件12につきましては、許可することに決定いたします。
榮枝主査	次に、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。 それでは第2号議案の説明をいたします。今月は3件の申請が出されております。 議案書は6ページをお開きください。 案件1は、鏡小山、その他の区域、畑、544㎡外2筆、合計663㎡を平成23年4月3日相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、届出者ご自身が耕作する予定であるため、あっせんの希望はないとのことです。 続きまして、議案書は6ページから10ページにまいります案件2は、仁井田、市街化区域、畑、403㎡外19筆、合計16,684.68㎡を、平成27年10月2日相続により所有権を取得したことの届出です。 本案件の届出人は3名おり、現地はそれぞれ届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。なお、行政書士による代理申請となっております。 続きまして、議案書は10ページから11ページにまいります案件3は、介良乙、市街化調整区域、田、905㎡外4筆、合計3,555㎡を、平成27年6月9日相続により所有権を取得したことの届出です。現在、知人に耕作してもらっているため、あっせんの希望はないとのことです。 なお、全ての案件につきまして、相続登記が済んだことを事務局で確認しております。 以上で第2号議案の説明を終わります。
議長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いします。
楠瀬委員	案件1については、受理相当と認めました。
議長	次に第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件2については、受理相当と認めました。
議長	最後に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件3については、受理相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案については、受理することに決定しますが、ご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは第2号議案について、受理することに決定します。 続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。
榮枝主査	それでは第3号議案の説明をいたします。今月は全体で2件の申請が出されております。議案書は13ページをお開きください。 案件1は、仁井田、畑、1,127㎡外4筆、合計4,083㎡を、砂利採取のため、許可日から1年間、一時転用するという申請となっております。 現地案内図は、No.11をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地です。 農地の種別につきましては、申請地は農用地区域内の農地ですが、一時転用であるため、不許可の例外に該当するものと考えております。 事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、賃借人は、以前、申請地の東側隣地も同様の砂利採取を行っており、本案件の申請地は休耕地であり、周辺農地への影響もないと考えられることから、今回、砂利採取を行うこととしたとのことです。 申請地の利用計画としましては、表土はすき取り後、申請地内にて保管し、砂利採取を行う計画で、採取後の跡地については、山土及び申請地内に保管した表土で埋め戻し、整地を行い、農地として復元するとのことです。 進入については、南側の県道から進入する計画となっております。 被害防除計画としましては、申請地はシート等で周囲を囲み、粉塵が周囲へ飛散しないように注意するとともに、採取中に地下水が発生する等の悪影響が危惧される事態が起きた場合は、ただちに採取を中止し、埋め戻しを行うとのことです。 なお、排水については、雨水のみで、自然浸透にて排水するとのことです。 添付書類としましては、申請地のうち3筆の土地につきましては、根抵当権が設定されているため、根抵当権者からの同意書が添付されております。 その他、次に説明します、現在申請中である他法令関係の許可書等を除き、隣接農地の所有者の同意書等、必要な書類は全て添付されております。 他法令につきましては、農振法関係では、申請地は農業振興地域内の農用地区域内にあるため、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか農林水産課に意見を聞いたところ、10月18日付けで「転用面積は必要最小限とし、事業実施にあたっては、周辺農地等に支障がないようにすること」「期間終了にあたっては、速やかに現状に復すること」との回

答がありました。

県への砂利採取計画の認可は、申請中とのことです。

また、申請地への進入にかかる申請地南側県道の既設縁石の撤去工事の許可については、県土木事務所に申請中とのことです。

土木委員の意見については、隣接農地の所有者からの同意があれば、特に問題はないと思われるとの意見をいただいております。

なお、事前審査会で現地にはパイプが埋設されているので、そのパイプを破損しないように注意をして欲しい旨のご意見をいただいておりますことから、申請者の代理人に確認をとりましたところ、パイプは舗装された歩道の下に埋設されていることから、トラックが上を通行しても特に支障はないと考えるとのことでした。

続きまして、案件2は、春野町芳原、畑、463㎡、実測全体面積1,052.58㎡のうち648.63㎡を知的障がい者の方の作業場に転用するため、賃借権を設定して転用するという申請となっております。

現地案内図はNo.12をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては、10ha以上の広がりのある農地であるため、第1種農地と判断していますが、転用目的が社会福祉法第2条に規定されている、知的障がい者就労継続支援B型に該当する施設であるため、農地法施行規則第37条第1号に規定する不許可の例外に該当すると考えます。

事業計画書によりますと、借人である法人は障害福祉サービス事業等を行う社会福祉法人であり、西分でも知的障がい者就労継続支援B型の施設として、手袋の製造販売を行っているとのことです。

今回の申請地でも同様に手袋の製造を行うための作業場と倉庫を建築し、来客用駐車場2台分のスペースを確保するとのことです。

また、申請地は整地をし、碎石を敷くのみで、特にかさ上げ等を行わず、また進入は、北側の県道から行うとのことです。

被害防除計画としまして、生活排水は、敷地内に合併浄化槽を設置し、東側に隣接した道路側溝へ排水する計画となっております。

また、雨水については、敷地内にパイプを埋設して南東に集め、生活排水と同様に東側の道路側溝に排水する計画となっております。

添付書類としましては、隣接する農地の所有者からの同意書が添付されております。

また、雨水及び生活排水の排水に関して市道側溝への排水同意を申請中です。

他法令につきましては、当該施設が知的障がい者就労継続支援B型に該当する施設であることを、高知市障がい福祉課に確認済みです。

	また、農振法関係では、農用地区域外となっております。 現在、開発許可は申請中で、市道の占用許可は準備中であるとのこと。 市道の工事及び法定外公共物の使用については許可済みであるとのこと。 以上で第3号議案の説明を終わります。
議 長	第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件1については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いいたします。
上田委員	案件2については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
鍋島委員	案件1の三里の件ですが、工業用水のパイプを敷設している分については、アスファルトで舗装しているので大丈夫との話だが、浅いもので、大型のトラックが出入りすると、下へかなり響きますので、その旨注意をしてやってほしいということ。鉄板をできれば敷いてもらえたら助かる。事故を起こしてからでは遅いものですから。事故の無いようにしてもらいたい。
榮枝主査	わかりました。申請者側にその旨を伝えて、対策するようにお願いするようにします。
議 長	他にないでしょうか。
委 員	(意見なし)
議 長	それでは審議を終わります。案件1及び案件2については、農用地区域内農地及び第1種農地でありますので、県ネットワーク機構に諮問した後、許可相当として県に送付することと決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1と案件2につきましては、県ネットワーク機構に諮問した後、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。 次に、第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
榮枝主査	それでは第4号議案について説明をいたします。今月は全体で2件の申請が出されております。議案書は15ページをお開きください。 また、現地案内図はNo.13をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地です。 案件1は、高須砂地 684 m²のうち 587.90 m²を、工事現場事務所等の設置場所として一

時転用するという内容で、平成 27 年 9 月 28 日付けで農地法第 5 条の規定による許可を受け、その後、請負工事の工期延長に伴い平成 28 年 9 月 14 日付けで、工事期間を平成 28 年 10 月 31 日まで延長する事業計画変更の承認を受けた土地となります。

今回の申請は、申請者が近隣で新たに請負工事を受注したことに伴い申請地を引き続き使用するため、工事現場事務所等の設置期間を平成 30 年 1 月 31 日まで延長するというものです。

続きまして議案書は 16 ページをご覧ください。案件 2 は、春野町内ノ谷、720 m²を学校のグラウンドに隣接する駐輪場にするという内容で、平成 27 年 12 月 18 日付けで農地法第 5 条の規定による許可を受けた案件です。

今回の申請は、先月、本案件の土地に隣接した南側の土地を駐車場に転用するという 5 条許可申請が出ておりましたことに伴い、この駐車場と駐輪場を一体的に利用することになったこと、及び、近隣の住民から意見があり、駐輪場の一部の盛り土の高さを変更するという内容の申請となっております。

駐車場部分につきましては、先月の段階では駐輪場とは独立した内容の申請であると判断しておりましたが、先月の農地部会後に駐車場の 5 条申請を県に進達したところ、駐輪場と一体の利用であると考えられるため、駐輪場部分についての事業計画変更申請を提出するよう指導があったものです。

内容としましては、農地ではない土地に設置されておりますグラウンド部分の計画変更により、グラウンドに設置予定であった駐車場が減少したため、駐輪場に隣接する駐車場を新設するというもので、これにより、駐輪場と駐車場部分を合計した転用面積は 1,136 m²となります。

また、盛り土部分の変更につきましては、当初の予定どおりに盛り土工事を行ったところ、申請地の西側にある住宅の住民から、予想していたよりも圧迫感があるということで申し入れがあり、西側部分については盛り土の高さを下げ、駐輪場を 2 段にして利用する計画としたとのことです。また、これに伴い、西側の境界に設置する擁壁については、十分な強度を確保するため、工法について変更するとのことです。

以上で第 4 号議案の説明を終わります。

議 長

第 4 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件 1 については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、変更は妥当と認めました。

議 長

次に第 4 事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員

案件 2 については地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、変更は妥当と認めまし

	た。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第4号議案につきましては、承認することが妥当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第4号議案については、承認することは妥当であるとの意見を付して県知事に送付することに決定いたします。
	次に第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
榮枝主査	それでは、第5号議案の説明をいたします。今月は全体で15件の申請が出されています。内訳は、利用権の新規設定が6件、更新設定が9件となっています。 議案書は18ページをお開きください。利用権設定についての総括を掲載しております。1が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者が16人で延べ16人、利用権の設定を受ける者が13人で延べ16人となっています。 土地の内訳は、田が46筆、37,779.12㎡、畑が4筆、2,680㎡です。 また、設定の内訳を見ますと、更新設定が35筆、27,699.12㎡、新規設定が15筆、12,760㎡となっています。 期間別に見ますと、3年未満が21筆、22,988.12㎡、3年から6年未満が23筆、13,917㎡、10年以上が6筆、3,554㎡となっています。 以下の表は、対象農地を地区別に表したもので、詳細については省略させていただきます。 それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。議案書は19ページをご覧ください。 議案書19ページの案件1及び議案書24ページの案件13の両案件は、中間管理権の設定により、高知県農業公社が農地を借り受ける内容の申請となっておりますので、まとめて説明いたします。 案件1は、五台山、田、1,201㎡外1筆、合計1,961㎡を平成28年12月1日から平成31年11月30日までの3年間貸すという使用貸借権の新規設定です。 続きまして、議案書24ページをご覧ください。案件13は、春野町弘岡中、田、905㎡を平成28年12月1日から平成33年11月30日までの5年間貸すという、賃借権の新規

設定です。

なお、両案件とも最終貸付予定者は、現地で水稻を耕作する予定であるとのこと。

それでは議案書は 22 ページにお戻りください。

議案書は 22 ページから 23 ページにまたがります案件 8 は、議案外報告の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件の案件 1 と関連案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。

議案書は 41 ページをお開きください。

合意解約通知の件、案件 1 は、次に説明します利用権設定の申請地において設定されていた利用権を合意解約したものです。

本案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。

それでは再度、議案書は 22 ページにお戻り下さい。議案書 22 ページから 23 ページにまたがります案件 8 は、高須、田、1,296 m²外 4 筆、合計 6,527 m²を平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までの 2 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件 10 は、大津甲、田、466 m²外 1 筆、合計 932 m²を平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までの 2 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人は 10 年ほど前から、父と共に農業に従事しており、今後は亡くなった父の後を継いで耕作を行い、経営を拡大していく予定であるとのこと。

続きまして、議案書は 24 ページをご覧ください。案件 12 は、春野町弘岡上、田、13 m²、外 1 筆、合計 1,041 m²を、平成 28 年 12 月 1 日から平成 38 年 11 月 30 日までの 10 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 25 ページにまたがります案件 15 は、利用権設定を来年以降に行うこととなったとの理由により 10 月 28 日付けで利用権設定の取下願が提出され、同日付で受理いたしておりますので、説明を省略いたします。

なお、当該申請の取下げについては 12 月部会の案件として来月説明をさせていただきます。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

全ての案件について、本日の部会で妥当なものと決定されますと、平成 28 年 12 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第 5 号議案の説明を終わります。

第 5 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いします。

議 長

成岡委員	案件 1 から案件 2 について、妥当なものと認めました。
議 長	第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。
竹内委員	案件 3 から案件 11 について、妥当なものと認めました。
議 長	最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いします。
上田委員	取下願のあった案件 15 を除き、案件 12 から案件 14 については、妥当なものと認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。取下げ願いのあった案件 15 を除き、案件 1 から案件 14 につきましては、妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 1 から案件 14 については、妥当なものと決定いたします。
	続きまして第 6 号議案、非農地証明願の件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
榮枝主査	第 6 号議案の説明をいたします。議案書は 27 ページをお開きください。今月は 5 件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。
	地区の内訳は、初月が 2 件、鴨田が 1 件、潮江が 1 件、議案書は 28 ページにまたがりまして、一宮が 1 件となっております。
	全て地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。
	なお面積が 1,000 m ² を超える案件については、事務局でも現地調査を行っております。追認をお願いします。
議 長	第 6 号議案の説明が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。第 6 号議案については、追認することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第 6 号議案については追認することに決定いたします。
	続きまして、第 7 号議案買受適格証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

榮枝主査

それでは第7号議案の内容について説明をさせていただきます。今月は3件の申請が出されております。議案書は、30ページをお開きください。

買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売に際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買い受けることが出来ることの証明です。

競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可又は農地法第5条許可等が必要となります。

もしも入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買受、あるいは農地法第5条による転用のための農地買受が出来なかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、入札に参加する者はあらかじめ、落札した場合に農地法第3条許可又は農地法第5条許可等を受けることができるという、許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものです。

全ての案件につきまして、申請人が同一の関連案件ですのでまとめて説明いたします。

案件1は、春野町甲殿、田、786㎡について、案件2は、春野町甲殿、登記地目田、現況畑、520㎡について、案件3は、春野町甲殿、田、819㎡について、いずれも市の公売に参加するため、買受適格証明願が出され、地元委員の現地確認と、問題なしとの意見を踏まえ、証明書を交付しております。

追認をお願いします。

議 長

第7号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見、質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。第7号議案については、追認することにご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

第7号議案については追認することに決定いたします。

次に、議案外報告を事務局より一括してお願いします。

榮枝主査

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件。議案書は32ページをご覧ください。今月は7件の届出が出されております。

地区の内訳は、朝倉が3件、議案書は33ページにまたがりまして旭が1件、議案書は34ページに移りまして、鴨田が1件、潮江が1件、一宮が1件となっております。

以上、全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

なお、案件4は、農地法第4条届出取消の案件1と関連案件となっておりますので、

合わせて説明をさせていただきます。

議案書は 43 ページをご覧ください。議案書 43 ページから 44 ページにまたがります
案件 1 は、店舗を建築するという目的で、9 月 21 日付けで 4 条届出を受理してありま
したが、着工時期が来年であり、まだ期間があるため、一旦、届出を取消し、来年改
めて届出を行いたいとの申し出があり取消を行ったものです。

それでは議案書は 36 ページにお戻りください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に
よる農地転用届出の件の説明をいたします。今月は 16 件の届出が出されております。

地区の内訳は、議案書 37 ページにまたがりまして朝倉が 5 件、旭が 1 件、初月が 1
件、秦が 1 件、議案書は 38 ページにまたがりまして、鴨田が 3 件、中央が 1 件、議案
書は 39 ページにまたがりまして、介良が 2 件、大津が 2 件となっております。

以上、全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理
しております。

なお、案件 13 は、農地法第 5 条届出取消の案件 1 と関連案件となっておりますので、
合わせて説明をさせていただきます。議案書は 45 ページをご覧ください。

案件 1 は、自己住宅を建築するという目的で、10 月 3 日付けで 5 条届出を受理して
おりましたが、譲受人を 2 名の共有で届出すべきところ、1 名で届出していたことから、
一旦、届出を取消し、改めて 2 名の共有で届出を行いたいとの申し出があり取消を行
ったものです。

それでは、議案書は 41 ページにお戻りください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件を説明いたします。

今月は第 5 号議案で関連案件として説明しました件も含めて 2 件の合意解約が出さ
れております。地区の内訳は、高須が 1 件、春野が 1 件となっております。両案件に
つきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。

続きまして、議案書は 43 ページをお開きください。農地法各条の申請取消・取下・
訂正処理の件です。今月は、農地法第 4 条届出にかかる取消が旭で 1 件、農地法第 5
条にかかる取消が介良で 1 件となっています。

両案件とも先ほど関連案件として説明いたしましたので、内容の説明は省略させて
いただきます。

以上で、議案外報告を終わります。

議 長
委 員
議 長

議案外報告が終わりました。ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

(意見・質問なし)

ご意見ご質問がないようでしたら、議案外の報告を終わります。

その他として何かご意見ご質問はございませんか。

榮枝主幹	農用地配分計画の許可についてご報告いたします。机上配布しております資料1を見ていただけますか。資料1と右肩に書いてある農地中間管理事業としまして、高知県農業公社が、土地の所有者から農地を借り受ける利用権設定につきまして、8月の農地部会でご審議をいただき、計画が妥当なものと決定されたことを受けまして、9月1日付けで高知市が公告した案件が1件ございます。当該案件につきましては、平成28年10月13日付けで県において許可され、貸付予定者への貸付けが開始されたとの通知が県からありました。以上で報告を終わります。
議長 委員	はい、報告がございました。その他ご意見ご質問はありませんか。 (意見・質問なし)
次回農地部会 議長	次回の農地部会は12月2日(金)を予定しております。
閉 会 議長	以上で第718回農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時40分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 29 年 1 月 5 日

議長

中山 忠明

議事録署名委員

平田 文彦

議事録署名委員

久保 寿美男

議事録作成者

尾崎 哲雄